

介護報酬の改定に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十八年二月二十日

小池 晃

参議院議長 千 景殿

○

○

介護報酬の改定に関する質問主意書

四月一日より介護報酬の改定が実施される。介護保険事業者が、改定された介護報酬の内容に沿ったサービスを提供するためには、改定に伴う関連政令・省令・通知を理解することが必要である。そのためには少なくとも一か月以上前に関連政令・省令・通知が示される必要があると考える。

二〇〇五年一〇月改定では、これらの関連政令・省令・通知の発出が大幅に遅れ、介護保険事業者のみならず利用者にも多大な混乱をもたらした。今回も四月一日を目前に混乱が生まれていることから、以下質問する。

一 政府は、過去及び今回の介護報酬の改定を目前にした現場の混乱をどのように認識しているのか。見解を示されたい。

二 介護報酬の改定の四月実施に当たっては、さらなる混乱が起きないように関連政令・省令・通知を早く発出すべきと考えるが、関連政令・省令・通知はいつ発出するのか、期日を明確に示されたい。

三 関連政令・省令・通知の周知を図るために、正式な政令・省令・通知が発出される前の段階で、政令・省令・通知の参考資料であることを明示したうえで、政令案・省令案・通知案を示すことを検討すべきで

はないか。

四 今回の介護報酬改定案についての社会保障審議会介護給付費分科会の答申は一月二六日であり、関連政令・省令・通知は三月に入ってから発出される見込みである。介護保険事業者等の現場で前回に続き今回も混乱が生じるのは、改定直前の三月に関連政令・省令・通知が出されることに原因がある。関係者の準備期間を保障するために、改定手続の迅速化が必要であると考えるか、見解を示されたい。

右質問する。